

平成29年6月6日

株主各位

第151回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

マツダ株式会社

# 目次

## 1. 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項	・・・ 1頁
会計監査人の状況	・・・ 2頁
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議及び運用状況の概要	・・・ 3頁

## 2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	・・・ 8頁
連結注記表	・・・ 9頁

## 3. 計算書類

株主資本等変動計算書	・・・ 20頁
個別注記表	・・・ 21頁

上記事項は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mazda.com/ja/investors/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

# 1. 事業報告

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	目的である 株式の種類 及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	保有者数
2016年度新株予約権 (平成28年7月29日)	314個	普通株式 31,400株	1株当たり 1,327円	1株当たり 1円	平成28年8月23日から 平成58年8月22日まで	取締役 8名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与していません。  
2. 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとしています。

### (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	目的である 株式の種類 及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	保有者数
2016年度新株予約権 (平成28年7月29日)	368個	普通株式 36,800株	1株当たり 1,327円	1株当たり 1円	平成28年8月23日から 平成58年8月22日まで	執行役員 18名

- (注) 1. 執行役員には、取締役兼務者は含みません。  
2. 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとしています。

## 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 会計監査人としての報酬等の額	221百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	300百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務を委託しております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、マツダモーターオブアメリカ, Inc.、マツダカナダ, Inc.、マツダモーターマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.、マツダモーターヨーロッパGmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.、マツダモーターズ(ドイツランド) GmbH、マツダモーターズUK Ltd.、マツダモーターロシア, OOO、マツダオーストラリアPty.Ltd.、マツダ(中国)企業管理有限公司、マツダセールス(タイランド) Co., Ltd.、マツダパワートレインマニユファクチャリング(タイランド) Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと思われる場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、当社都合の場合のほか、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、その事実に基づき、会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会決議に基づき「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案といたします。

# 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議及び運用状況の概要

## (1) 体制の整備に関する取締役会決議の概要

### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、各種決定書その他の取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び関連社内規程に従い、適切に保存及び管理を行い、監査役から閲覧要請がある場合はその閲覧に供する。

### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、個別のビジネスリスクについては各担当部門が、全社レベルのリスクについては各主管部門が適切に管理を行う。
- ・ 経営上重大な事態や災害等の緊急事態が発生した場合は、社内規程に従い、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど適切な措置を講じる。
- ・ 全社的なリスクマネジメントの推進を担当する役員と部門を定め、リスク・コンプライアンス委員会における重点課題の設定、各部門におけるリスク管理状況の確認・評価などの活動により、リスクマネジメントの一層の強化充実を図る。

### ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 経営計画のマネジメントについては、中長期の経営計画及び年度毎の事業計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。
- ・ 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定める付議事項に該当する事項すべてを取締役に付議する。
- ・ 日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づく執行役員間の役割分担及び執行役員への権限委譲等により効率的に行う。

### ④ 取締役ないし使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会による監督機能の一層の強化及び経営の透明性の更なる向上を図るため、独立した立場の社外取締役を置く。
- ・ マツダ企業倫理行動規範の下、コンプライアンスを全社的に総括する役員と部門を置き、各部門長をコンプライアンス推進責任者とするコンプライアンス体制により、取締役その他の役員ないし従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みを行う。

- ・コンプライアンスの推進業務は、リスク・コンプライアンス委員会で審議する全社推進方針に基づき、コンプライアンスを全社的に総括する部門が主管する。
- ・法令及びマツダ企業倫理行動規範に照らし、不適切な行為等があった場合、またはその疑いがある場合の通報窓口としてマツダ・グローバル・ホットライン（以下「ホットライン」という。）を設ける。ホットラインは、匿名による通報を受け付けるとともに、通報窓口を第三者機関（弁護士）にも設ける。

**⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・子会社に対して、関連規程に従い、特定の事項、重要な業務上の課題等の解決について、当社への事前の報告または当社の同意を得ることを求める。
- ・子会社に対して、リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、リスクマネジメントに適切に取り組むように指導・支援を行う。
- ・子会社に対して、当社グループの中長期の経営計画及び年度毎の事業計画、その他当社の政策と方針を展開するとともに、これらに沿った経営が行われるよう、指導・支援を行う。子会社に随時発生する重要な経営上の諸問題を解決するための指導・支援を行う。
- ・子会社に対して、マツダ企業倫理行動規範を展開するとともに、これに沿った経営が行われるよう、指導・支援を行う。監査役及び内部監査部門は、法令・定款の遵守状況やリスク管理状況について適宜、グループ会社監査を行う。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**  
監査役は、その職務を補助する組織を設置し、取締役の指揮命令に服さない従業員（以下「監査役スタッフ」という。）を置く。

**⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ・監査役スタッフの人事異動及び人事評価については、人事部門は常勤監査役と事前協議を行う。
- ・監査役スタッフは、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

**⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ・取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

- ・取締役及び執行役員は、重大な訴訟・係争、会計方針の変更、重大な事故、当局から受けた行政処分、その他監査役会が取締役及び執行役員と協議して定める事項については、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実該当しない場合であっても、監査役に報告する。
- ・取締役及び執行役員は、子会社の取締役、執行役員、監査役及び内部監査に携わる従業員に対して、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及びその他監査役会が取締役及び執行役員と協議して定める事項についての報告を求め、これを監査役に報告する。
- ・内部監査部門は、当社グループにおける内部監査の結果等について定期的に監査役に報告する。
- ・ホットラインにより、当社及び主要な子会社の従業員等からの通報を受け付けるとともに、通報の状況等について定期的に監査役に報告する。
- ・ホットラインへの通報者や調査に協力した者及び前各号により監査役に報告をした者に対する報復や不利益取扱を行わないことを当社グループの役員及び従業員等に周知徹底する。

⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

⑩ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・各監査役は監査役会が定めた年間計画に従って取締役職務執行の監査を行う。
- ・常勤監査役は、経営会議その他の重要会議に出席する。
- ・監査役ないし監査役会、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的に会合を行うなどの密接な連携をとる。
- ・監査役は会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、取締役、執行役員及び主要部門長との意思疎通を図る。
- ・当社グループの大会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を定期的に開催し、情報交換を行うなどの連携をとる。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

## (2) 運用状況の概要

当社は、上記取締役会決議に基づいて、体制を整備し、その適切な運用に努めています。当期における主な取り組みは以下のとおりです。

なお、監査役及び内部監査部門は、内部統制の有効性を継続的に監査しています。また、運用状況は、取締役会に報告されています。

### ① リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する取り組み

- ・リスク・コンプライアンス委員会にて、リスクマネジメント、コンプライアンスの運用状況を把握し、評価いたしました。また、今後3年間の中期活動計画を定め、当社及び子会社におけるリスクの一層の見える化とリスク管理活動の強化に取り組んでいます。
- ・役員及び従業員に対してコンプライアンスに係る啓発活動（業務内容・職務等に応じた集合教育、eラーニングを活用した自主的な学習機会の提供、定期的な情報発信等）を継続的に実施しています。
- ・従業員に対してコンプライアンス意識の浸透状況を調査するとともに、部門長以上を対象としたコンプライアンス意識、取り組み状況に関する調査を実施し、結果を反映した意識向上のための取り組みを継続して実施しています。
- ・当社及び主要子会社の従業員に対してホットラインの通報窓口（社内及び第三者機関）を周知するとともに、通報を受け付け、適切に対応しています。
- ・経営上の重大な不正又は損失に関する情報が職制を通じて確実に伝達され、迅速かつ円滑な対応が行われるよう、報告プロセスの継続的な周知徹底を行っています。
- ・全社レベルのリスクを主管する部門による会議を定期的で開催して、新たに発生するリスク等の確認と必要な施策の検討に取り組むとともに、実効性のあるコンプライアンス教育プログラムの策定とその実施に取り組んでいます。
- ・大規模地震・火災を想定した初動訓練を定期的実施して、防災自衛団組織による対応手順等を確認しています。

### ② 職務執行の効率性の確保に関する取り組み

- ・経営計画に基づいて予算を設定するとともに、進捗を確認しています。
- ・取締役会規程に定める付議事項に該当するすべての案件を取締役に付議しています。
- ・職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づいて執行役員間の役割分担を行うとともに、執行役員へ権限を委譲しています。
- ・「構造改革ステージ2」（平成29年3月期～平成31年3月期）を策定し、経営会議、取締役会において、その進捗を確認しています。
- ・取締役会に付議する重要案件については、社外役員に対して事前に十分な説明を行うとともに、

取締役会の年間付議スケジュールを策定し、取締役会の審議の充実、効率化を図っています。また、取締役会の実効性を高めるため、取締役会出席者は、調査票に基づく自己評価を行うとともに、取締役会における審議・運営の現状分析と今後の改善策について議論を行い、改善に向けた取り組みを実施しています。

### ③ 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

- ・子会社におけるリスクマネジメント、コンプライアンスの取り組み状況、ホットラインの運用状況を把握するとともに、指導・支援を実施しています。
- ・子会社取締役向けに経営陣の役割・責務、コンプライアンス、リスクマネジメント等に係る教育を実施しています。
- ・当社及び子会社が連携して、内部統制の有効性の確認を目的とした内部監査を実施しています。
- ・主要な国内子会社では、当社従業員が監査役に就任して監査活動を行っています。主要な海外子会社では、現地の役員、内部監査部門と当社の役員、常勤監査役及び内部監査部門等が参加する監査委員会を開催して内部統制に関する取り組みの審議や意見交換を行うとともに、子会社の内部統制及びリスクマネジメント体制の強化を図っています。また、その他の海外子会社等についても順次、内部統制に関する取り組みを拡大すべく指導・支援を実施しています。
- ・当社及び子会社においては、チェックリストを用いて内部統制の運用状況についての自己診断を行い、主体的に統制上の不備を把握するとともに是正活動を実施しています。また、内部監査部門が必要な改善を提言するとともに、新たなリスクをチェックリストに適宜、反映しています。

### ④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保に関する取り組み

- ・監査役会が年間計画を作成し、取締役会において報告しています。また、年間計画に沿って監査を実施しています。
- ・常勤監査役が経営会議などの重要会議に出席して情報を収集するとともに、社外監査役へ適宜、情報提供しています。
- ・取締役、執行役員及び主要部門長より業務執行状況を計画的に聴取しています。
- ・ホットラインの通報状況は定期的に監査役に報告されています。
- ・会計監査人、内部監査部門との定期的な会合をもち、緊密な連携の強化に努めています。
- ・グループ監査役連絡会を定期的に開催し、メンバーである子会社の常勤監査役との情報交換を行っています。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。また、株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てています。

## 2. 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当 期 首 残 高	百万円 258,957	百万円 243,048	百万円 367,601	百万円 △2,228	百万円 867,378	百万円 3,721	百万円 △600
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△17,935		△17,935		
親会社株主に帰属する 当期純利益			93,780		93,780		
自己株式の取得				△3	△3		
自己株式の処分		0		0	0		
連結範囲の変動			1,579		1,579		
持分法の適用範囲の変動			320		320		
土地再評価差額金の取崩			8		8		
非支配株主との取引 に係る親会社の持分変動		△3,139			△3,139		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						192	1,788
連結会計年度中の変動額合計	—	△3,139	77,752	△3	74,610	192	1,788
当 期 末 残 高	258,957	239,909	445,353	△2,231	941,988	3,913	1,188

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	百万円 145,952	百万円 △36,877	百万円 △25,558	百万円 86,638	百万円 —	百万円 22,707	百万円 976,723
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△17,935
親会社株主に帰属する 当期純利益							93,780
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							0
連結範囲の変動							1,579
持分法の適用範囲の変動							320
土地再評価差額金の取崩							8
非支配株主との取引 に係る親会社の持分変動							△3,139
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△8	3,065	5,758	10,795	91	1,819	12,705
連結会計年度中の変動額合計	△8	3,065	5,758	10,795	91	1,819	87,315
当 期 末 残 高	145,944	△33,812	△19,800	97,433	91	24,526	1,064,038

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

## 連結注記表

### 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

75社

(2) 主要な連結子会社の名称

マツダモーターオブアメリカ, Inc.

マツダカナダ, Inc.

マツダモーターマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.

マツダモーターヨーロッパGmbH

マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.

マツダモーターズ(ドイツランド)GmbH

マツダモーターズUK Ltd.

マツダモーターロシア, OOO

マツダオーストラリアPty.Ltd.

マツダ(中国)企業管理有限公司

マツダセールス(タイランド)Co., Ltd.

マツダパワートレインマニュファクチャリング(タイランド)Co., Ltd.

(株)関東マツダ

東海マツダ販売(株)

(株)関西マツダ

(株)九州マツダ

マツダパーツ(株)

倉敷化工(株)

マツダロジスティクス(株)

マツダ中販(株)

マツダモーターインターナショナル(株) 他

(3) 連結の範囲の変更

新規 20社 マツダロヒスティカデメヒコS.A. de C.V. 他

除外 3社 (株)マツダオートザム 他

異動の主な理由は、新規会社は、グループ経営の観点から連結の範囲を見直したことによるものであり、除外会社は、清算等によるものです。

- (4) 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由
- PTマツダモーターインドネシア  
総資産、売上高、当期純損益並びに利益剰余金等の観点からみて、いずれも小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数
- 20社
- (2) 主要な持分法適用会社の名称
- オートアライアンス(タイランド)Co., Ltd.  
長安マツダ汽車有限公司  
長安フォードマツダエンジン有限公司  
一汽マツダ汽車販売有限公司  
マツダソラーズマヌファクトゥリングルー スLLC  
トーヨーエイテック(株)  
SMMオートファイナンス(株) 他
- (3) 持分法の適用の範囲の変更
- 新規 7社 マツダロジスティクス&ユーセン(アジア)Co., Ltd. 他
- 異動の主な理由は、新規設立及びグループ経営の観点から持分法の適用の範囲を見直したことによるものです。
- (4) 主要な非持分法適用会社の名称及び持分法を適用していない理由
- (株)広島東洋カーブ 他  
当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日(3月31日)と異なる子会社は、マツダモートルマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.等23社であり、決算日は主として12月31日であります。決算日が連結決算日と異なる会社のうち、マツダモートルマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.等9社については、連結計算書類の作成にあたり、仮決算に基づく計算書類を使用しております。残りの14社については、連結計算書類の作成にあたり、それぞれの決算日現在の計算書類を使用しております。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

マツダ(中国)企業管理有限公司は、従来、当該連結子会社の決算日を基礎として連結計算書類を作成しておりましたが、より適切な経営情報の把握及び連結計算書類の開示を行うため、当連結会計年度より、連結決算日に仮決算を行う方法に変更しております。なお、当連結会計年度における仮決算の会計期間は15か月となっております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

主として移動平均法に基づく原価基準によっております。

###### ②デリバティブ取引

主として時価法によっております。

###### ③たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として総平均法に基づく原価基準（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

##### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

主として定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主として、耐用年数については見積耐用年数とし、残存価額については耐用年数到来時に備忘価額となるよう償却しております。

###### ②無形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等については財務内容評価法によっております。
  - ②製品保証引当金 製品のアフターサービスの費用に備えるため、主として保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計上しております。
  - ③関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
  - ④環境対策引当金 環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。
  - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、在外子会社等の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理によっております。  
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、投資ごとの効果を発現する期間を勘案して、主として5年間で均等償却しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ①消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。  
なお、資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ②連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

- |  |                   |
|--|-------------------|
| 1. たな卸資産   |                   |
| 商品及び製品   | 276,802百万円        |
| 仕掛品  | 87,623百万円         |
| 原材料及び貯蔵品   | 12,526百万円         |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額  | 1,134,599百万円      |
| 3. 担保に供している資産及び担保に係る債務   |                   |
| (1) 担保に供している資産（期末帳簿価額）   |                   |
| 建物及び構築物  | 68,664百万円         |
| 機械装置及び運搬具  | 103,627百万円        |
| 工具、器具及び備品  | 16,401百万円         |
| 土地   | 234,744百万円        |
| たな卸資産  | 63,931百万円         |
| その他  | 59,094百万円         |
| 計  | <u>546,461百万円</u> |
| (2) 担保に係る債務  |                   |
| 短期借入金  | 49,280百万円         |
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）  | <u>19,509百万円</u>  |
| 計  | <u>68,789百万円</u>  |
| 4. 保証債務等   |                   |
| 金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等   |                   |
| オートアライアンス(タイランド) Co., Ltd.   | 7,460百万円          |
| 欧州地域自動車ディーラー   | 2,240百万円          |
| (株)神戸マツダ   | 284百万円            |
| その他  | 30百万円             |
| 計  | <u>10,014百万円</u>  |
| 5. 偶発債務（エアバッグインフレーターに関連する損失）   |                   |
| 米国において、エアバッグインフレーターに関連した複数の集団訴訟が提起され、当社及び連結子会社も被告の対象となっており、原告側との和解に向けた手続きを進めております。 |                   |
| なお、債務については、裁判所の承認手続きをもって確定することになります。   |                   |

6. 当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 95,875百万円

#### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 599,875,479株

2. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年6月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	8,967百万円	15円	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年11月2日 取 締 役 会	普通株式	8,967百万円	15円	平成28年9月30日	平成28年11月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成29年6月28日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年6月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	11,956百万円	20円	平成29年3月31日	平成29年6月29日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 68,200株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入、社債発行、ファイナンス・リース取引などにより資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、並びに貸付金に係る顧客の信用リスクは、内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。有価証券は信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、信用リスクは僅少であります。また投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

外貨建営業債権に係る為替変動リスクは、原則として外貨建営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約等を利用してヘッジしております。借入金、社債発行、ファイナンス・リース取引などにより調達した資金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息を固定化しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	398,101	398,101	—
(2) 受取手形及び売掛金（*1）	215,628	215,628	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	128,900	128,900	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	13,723	13,723	—
(5) 長期貸付金（*2）	1,431	1,431	—
負債			
(1) 支払手形及び買掛金	388,880	388,880	—
(2) 未払金	30,659	30,659	—
(3) 短期借入金	124,454	124,454	—
(4) 社債	20,000	20,092	92
(5) 長期借入金	341,245	342,592	1,347
(6) リース債務	5,735	5,754	19
デリバティブ取引（*3）	1,881	1,881	—

（\*1）売掛金に個別に計上している貸倒引当金（連結貸借対照表計上額 160百万円）を控除して表示しております。

（\*2）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金（連結貸借対照表計上額 2,428百万円）を控除して表示しております。また連結貸借対照表では流動資産のその他に含まれている、1年以内に償還される長期貸付金（連結貸借対照表計上額 260百万円）も含めて表示しております。

（\*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらのうち、短期間で決済されるものの時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっており、それ以外のものの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券

有価証券は信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

当社グループの長期貸付金は変動金利建てであり、短期間で市場金利を反映すること、並びに貸付先の信用状態が実行後大きく変化していないことから、当該帳簿価額によっております。また貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、並びに (3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金、及び (6) リース債務

これらについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております（下記「デリバティブ取引」参照）。

### デリバティブ取引

為替予約の時価は、期末の先物為替相場により算定しております。金利スワップについては、特例処理を適用しており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「負債(5) 長期借入金」参照）。

(注2) その他有価証券に含まれる非上場株式等（連結貸借対照表計上額 2,598百万円）、並びに関連会社株式等（連結貸借対照表計上額 131,117百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 有価証券」及び「資産(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,738円70銭
1 株当たり当期純利益	156円87銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	156円86銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 計算書類

#### 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自 己 株 式	株主資本計 合
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	百万円 258,957	百万円 168,847	百万円 73,803	百万円 234,414	百万円 △2,223	百万円 733,798
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△17,935		△17,935
当期純利益				56,618		56,618
自己株式の取得					△3	△3
自己株式の処分			0		0	0
土地再評価差額金の取崩				8		8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	0	38,691	△3	38,688
当 期 末 残 高	258,957	168,847	73,803	273,105	△2,226	772,486

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	百万円 3,025	百万円 △434	百万円 145,952	百万円 148,543	百万円 —	百万円 882,341
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△17,935
当期純利益						56,618
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△273	1,651	△8	1,370	91	1,461
事業年度中の変動額合計	△273	1,651	△8	1,370	91	40,149
当 期 末 残 高	2,752	1,218	145,944	149,914	91	922,491

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

# 個別注記表

## 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価基準によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価基準によっております。

#### (2) デリバティブ取引

主として時価法によっております。

#### (3) たな卸資産

総平均法に基づく原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主として、耐用年数については見積耐用年数とし、残存価額については耐用年数到来時に備忘価額となるよう償却しております。

#### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等については財務内容評価法によっております。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (2) 製品保証引当金     | 製品のアフターサービスの費用に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計上しております。   |
| (3) 退職給付引当金     | 従業員からの退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。<br>過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。 |
| (4) 関係会社事業損失引当金 | 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財務内容等を勘案して計上しております。   |
| (5) 環境対策引当金     | 環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。  |

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) ヘッジ会計の処理方法  | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。            |
| (2) 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| (3) 消費税等の処理方法   | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。 |
| (4) 連結納税制度の適用   | 連結納税制度を適用しております。  |

#### 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	954,063百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	280,494百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	12,729百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	75,998百万円
5. 関係会社に対する長期金銭債務	2,833百万円
6. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産（期末帳簿価額）	
建物	40,909百万円
構築物	4,986百万円
機械及び装置	100,175百万円
工具、器具及び備品	16,177百万円
土地	163,127百万円
計	<u>325,374百万円</u>
(2) 担保に係る債務	
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	14,536百万円
7. 保証債務等	
金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等	
マツダモートルマヌファクツリングデメヒコS.A.de C.V.	56,544百万円
マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.	40,004百万円
マツダモーターオブアメリカ, Inc.	14,119百万円
オートアライアンス（タイランド）Co., Ltd.	7,460百万円
(株)関東マツダ	4,550百万円
(株)東北マツダ	3,906百万円
(株)北陸マツダ	2,185百万円
その他	10,942百万円
計	<u>139,710百万円</u>
8. 偶発債務（エアバッグインフレーターに関連する損失）	
米国において、エアバッグインフレーターに関連した複数の集団訴訟が提起され、当社及び連結子会社も被告の対象となっており、原告側との和解に向けた手続きを進めております。	
なお、債務については、裁判所の承認手続きをもって確定することになります。	

9. 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 95,875百万円

#### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,869,859百万円
仕入高	478,010百万円
販売費及び一般管理費	72,051百万円
営業取引以外の取引	31,358百万円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式

2,052,632株

## 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

貸倒引当金	742百万円
未払賞与	5,707百万円
製品保証引当金	37,888百万円
関係会社事業損失引当金	12,266百万円
退職給付引当金	8,838百万円
減損損失	1,812百万円
投資有価証券等評価損	46,665百万円
未払費用等	19,222百万円
その他	17,274百万円
繰延税金資産小計	150,414百万円
評価性引当額	△68,296百万円
繰延税金資産合計	82,118百万円

#### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用等	△2,029百万円
繰延税金資産の純額	80,089百万円

#### 再評価に係る繰延税金負債

土地の再評価に係る繰延税金資産	548百万円
評価性引当額	△548百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債	△64,715百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債の純額	△64,715百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注4)
子会社	マツダモーター インターナショナル 株式会社	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	390,179	売掛金	26,258
子会社	マツダモーター オブアメリカ, Inc.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	628,668	売掛金	70,717
				資金一括管理 による預入又は 貸付(注2)	18,295	貸付金	20,636
子会社	マツダモーター ロジスティクス ヨーロッパN.V.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	借入債務の保証	40,004	保証債務	40,004
子会社	マツダモートルマファクトリング デメヒコS.A. de C.V.	所有 直接75%	当社製品の製造 販売 役員の派遣	借入債務の保証	56,544	保証債務	56,544
				自動車の購入 (注1)	182,746	買掛金	10,021

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件の決定方針については、通常の取引と同様の方法により決定しております。

(注2) 資金一括管理による預入又は貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注4) 期末残高には消費税等を含めております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,542円93銭
1株当たり当期純利益	94円71銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	94円70銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。